

議案第 57 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 つくばみらい市職員の給与に関する条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 3 号及び第 4 号並びに第 31 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(つくばみらい市法定外公共物管理条例の一部改正)

第 2 条 つくばみらい市法定外公共物管理条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(つくばみらい市水道水源保護条例の一部改正)

第 3 条 つくばみらい市水道水源保護条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 132 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(つくばみらい市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 4 条 つくばみらい市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(つくばみらい市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 5 条 つくばみらい市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(つくばみらい市表彰条例の一部改正)

第 6 条 つくばみらい市表彰条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 147 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(つくばみらい市環境保全条例の一部改正)

第 7 条 つくばみらい市環境保全条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 152 号）の一部を次のように改正する。

第 125 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第 8 条 つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例（平成 22 年つくばみらい市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第 9 条 つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 24 年つくばみらい市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第42条及び第43条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。))が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後のつくばみらい市職員の給与に関する条例第31条第1項(第1号に係る部分に限る。))及び第5項(第3号に係る部分に限る。))の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和6年11月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市職員の給与に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第34号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
(期末手当) 第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第31条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているも	(期末手当) 第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第31条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているも

のに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

6～8 (略)

のに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

6～8 (略)

つくばみらい市法定外公共物管理条例(平成18年つくばみらい市条例第92号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
(罰則) 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	(罰則) 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)

つくばみらい市水道水源保護条例(平成18年つくばみらい市条例第132号)新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
(罰則) 第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(5) (略)	(罰則) 第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(5) (略)

つくばみらい市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第136号)新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) (略)	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) (略)

つくばみらい市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第137号)新旧対照表(第5条関係)

改正案	現行
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)

つくばみらい市表彰条例(平成18年つくばみらい市条例第147号)新旧対照表(第6条関係)

改正案	現行
(欠格条項) 第6条 前3条に掲げる者で次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰しない。 (1) 拘禁刑 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)	(欠格条項) 第6条 前3条に掲げる者で次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰しない。 (1) 懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略)

つくばみらい市環境保全条例(平成18年つくばみらい市条例第152号)新旧対照表(第7条関係)

改正案	現行
(罰則) 第125条 第35条又は第36条の規定による命令に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第125条 第35条又は第36条の規定による命令に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。

つくばみらい市ラブホテル建築等規制条例(平成22年つくばみらい市条例第10号)新旧対照表(第8条関係)

改正案	現行
(罰則) 第18条 第13条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁</u>刑又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)	(罰則) 第18条 第13条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)

つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成24年つくばみらい市条例第21号)新旧対照表(第9条関係)

改正案	現行
(罰則) 第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 第43条 第29条第2項、第32条第2項、第33条第3項又は第34条第3項若しくは第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 第43条 第29条第2項、第32条第2項、第33条第3項又は第34条第3項若しくは第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。